

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 27 日

各都道府県 こどもの居場所づくり所管部局 御中

こども家庭庁成育局成育環境課

令和 8 年熊本地震において被災したこどもの居場所づくりに対する支援事業の実施について（周知）

平素より、こども政策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、令和 8 年熊本地震により被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、遊び場や学習のためのスペースを含め、こどもが安心・安全に過ごすことができる居場所の設置や運営に取り組む民間団体等や、こうした取組をサポートする中間支援団体等の取組を支援する事業を実施することとなりましたので、下記の通りお知らせいたします。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に本事務連絡を周知いただきますよう、お願いいたします。

また、今後、必要に応じて、本事業に関する通知を別途発出いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

記

今般、令和 8 年度当初予算に計上している既存予算（「こどもの居場所づくりコーディネート配置等支援事業」）を活用し、被災したこどもの居場所づくりに対する財政支援を行う事業を実施します。

県及び市区町村による事業の他、被災したこどもの居場所づくりを行う NPO 法人や社会福祉法人等民間団体の取組や、中間支援の活動を補助対象としておりますので、内容についてご認識いただくとともに、活用を促してください。

その際、災害対応中の市区町村の事務負担軽減の観点から、被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体は、熊本県と連携して直接国に補助申請できるようにしています。詳細については、以下にお示しする添付文書等をご確認ください。

番号	Q	A
1.	本事業では補助基準額が「1カ所当たり 5,000 千円（上限）」とされていますが、事業の実施場所が何カ所あるのかについて、どのようにカウントしたらよいのか教えてください。	一定期間定常的に居場所を運営する場合に、実施場所毎に1カ所とカウントすることを想定しています。（同一施設内において実施する場合等はまとめて1カ所とカウントします。）複数個所で実施する場合で、1カ所毎に案分すると30万円に満たない場合は、まとめて1事業とし、1カ所とカウントして差し支えありません。（例. イベント等で、避難所等を複数カ所回りながら実施する場合）
2.	どのような費目に活用することができますか。例えば、本事業はハードの支援に活用できますか。	建物内部の修繕や、備品の購入は活用できます。（建物の新設や改築などは対象外ですのでご注意ください。） その他費目については、交付要綱中の対象経費をご確認ください。
3.	こども家庭庁に直接申請できますか。	申請先はこども家庭庁です。ただし、申請内容は熊本県にご確認いただき、熊本県にとりまとめていただいてから国にご申請いただくことになりますので、本事業の活用をご検討いただいている基礎自治体や事業者の方々は、県の担当課にご連絡をお願いします。 【連絡先】 熊本県庁健康福祉部子ども未来課子育て支援企画班 電話：096-333-2225
4.	いつ時点の取組から補助対象となりますか。	令和8年7月28日（発災日）の取組から遡及適用されます。

添付文書

- こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業（被災したこどもの居場所づくりに対する支援）実施要綱 改正全文
- こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業（被災したこどもの居場所づくりに対する支援）実施要綱 新旧対照表
- こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業（被災したこどもの居場所づくりに対する支援）交付要綱 改正全文
- こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業（被災したこどもの居場所づくりに対する支援）交付要綱 新旧対照表
- 応募時の提出様式

※ 関係様式を添付していますが、申請時には以下の書類がそろっているかご確認ください。

- ・ 様式2 鑑文（Word ファイル）
- ・ 様式2－1 所要額調書（Excel ファイル）
- ・ 様式2－2 内訳書（Excel ファイル）
- ・ 様式2－2 別添 事業実施計画書（Excel ファイル）

（参考）応募時のチェックリスト

資料名	チェック項目
様式2 鑑文	・ 事業の総額を入力している。 ・ 歳入歳出予算（見込）書抄本等、必要な書類を添付している。
様式2－1 所要額調書	・ A・B・D・E欄のすべてに、該当する金額を入力している。
様式2－2 内訳書	・ A・B・C・D欄のすべてに入力できている。 ・ 寄付金等による収入がある場合は、F・G・H欄に入力している。 ・ C欄の合計金額欄に入力されている金額は、様式2－1のD欄に入力されたものと一致している。 ・ G欄の合計金額欄に入力されている金額は、様式2－1のB欄に入力されたものと一致している。
様式2－2 別添 事業実施計画書	・ ①から⑥の全ての項目に、本事業の内容が伝わるように入力している。

以上

【連絡先】

こども家庭庁成育局成育環境課

担当：佃、大山、兒玉

電話：03-6861-0229

Email: seiikukankyou.ibasho@cfa.go.jp

(参考：実施事業概要)

被災したこどもの居場所づくり支援（こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業）

※既定予算（令和8年度予算額（7億円の内数））を活用して迅速に実施

1 施策の概要

被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資する環境の整備を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置等、こどもの居場所づくりに要する費用の補助を行う。

2 施策の詳細

被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資する環境の整備のため、自治体・民間団体によるこどもの居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組を支援する。

令和8年熊本地震を踏まえ募集する取組

- ・被災したこどもの居場所づくり
＜想定される取組み＞
 - ・被災したこどもの居場所の運営
 - ・被災時一時預かり 等
- ・被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体・市町村のサポート

✓ 災害がこどもに与える影響

⚠️ こどもが置かれる状況と困難

- 【1】生活環境の急変
 - ・急激な環境の変化や不自由さから、生活は一変
 - ➡こどもたちは気付かずに心身の疲労が蓄積される
 - ・目の前の対応に追われて大人たちも疲労
 - ➡普段のように、こどもに対して意識や注意がはばからない
- 【2】リスクの増大
 - ・こどもや女性に対する性暴力を含む被害が生じやすい

- 被災したこどもに見られやすい反応
 - ✓ 夜泣き
 - ✓ 夜驚
 - ✓ 腹痛、便秘
 - ✓ 吃音、チック
 - ✓ 発熱
 - ✓ 持物の悪化
 - ✓ 頭痛
 - ✓ めまい
 - ✓ 吐き気
 - ✓ 暗いところを怖がる
 - ✓ 甘え
 - ✓ 爪噛み
 - ✓ 乱暴な行動
 - ✓ 髪のを抜く など

これらは異常な環境下における自然な反応

安心・安全が回復することで症状は徐々に改善し、落ち着いていく
➡正しい知識と適切な支援により回復を促進可能

3 実施主体等

【実施主体】県、市町村、民間団体

【補助基準額】1カ所当たり 5,000千円（上限）

※一団体当たり原則3カ所まで

【負担割合】国 10/10

【補助対象期間】令和8年7月28日 ～ 令和9年3月31日

